

令和 7 年 1 2 月 1 9 日 制 定（国官参航安第 8 8 2 号）

令和 8 年 3 月 3 0 日 一部改正（国官参航安第 1 2 9 3 号）

航空局安全部長

グランドハンドリング事業の安全監督に関する基本方針

1. 背 景

令和 6 年 1 月 2 日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を受け設置された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」において、滑走路における航空機等の衝突防止のための更なる安全・安心対策が検討され、同年 6 月 24 日に同委員会の「中間とりまとめ」にて提言された対策の「滑走路の安全に係る推進体制の強化」に係る具体的な対策として、「グランドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化」として、グランドハンドリング事業者に対する安全監督を強化するための制度的措置を検討すべきである旨の提言がなされた。

「中間取りまとめ」の提言を受け、「グランドハンドリングにおける安全監督体制の強化に向けたWG」として有識者や業界団体等からなる会議を設置し、グランドハンドリング事業者の事業実態について、国が直接提供を受ける仕組みや重大事案等の発生時には、国がグランドハンドリング事業者に対し、直接調査や聞き取り等を行える制度を創設するよう提言がなされた。

グランドハンドリング業務の安全確保は、空港の機能を確保するうえで重要な要素であるため、空港の設置者（国管理空港においては空港事務所長とし、特定運営事業又は特定空港運営事業が設定されている空港は、その運営権者とする。以下同じ。）に対しグランドハンドリングに起因する事故等の防止のための必要な未然防止活動等に関する取組を推進させるとともに、国によるグランドハンドリング事業者に対する随時監査等（本方針の 5.（2）項に定める行為であり、航空法施行規則第 92 条第 17 号に定める調査のことをいう。以下同じ。）を規定することとして航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 92 条の改正を行ったところである。

空港の設置者によるグランドハンドリング事業者の指導等については、既に関係通達に規定し実施されているとともに、国においては空港の安全監督の一環として「空港等の安全監督実施方針」に基づき空港の設置者を監督しているところ、今般の規則第 92 条の改正を踏まえ、本通達において、新たに措置することとなった国によるグランドハンドリング事業者の安全監督に関する基本方針を定めることとする。

2. 目 的

本基本方針は、国により実施するグランドハンドリング事業者の安全監督体制強化のための具体的措置について、その基本的な実施方針を定め、的確かつ継続的にグランドハンドリングの安全監督を実施することを目的とする。

なお、安全監督の具体的な実施事項や実施手順等については、本基本方針に基づき、別途定めるものとする。

3. 安全監督の対象

規則第 92 条第 17 号に定める業務を行う事業者であって、「空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準（平成 17 年 9 月 9 日制定、国空管第 86 号、国空建第 87 号、国空用第 126 号、国空無第 169 号。以下「通達」という。）」5. 10 に定める事業者登録を行ったグランドハンドリング事業者を対象とする。

4. 安全監督機関

航空局安全部安全政策課空港安全室（以下、「本省空港安全室」という。）及び地方航空局空港部空港安全監督課（以下、「局安全監督課」という。）（以下、総称して「監督機関」という。）が空港及び公共用ヘリポートに所在するグランドハンドリング事業の安全監督を実施する。

5. 安全監督の種別

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 47 条において、空港の設置者は、規則第 92 条で定める空港の機能確保基準に従って当該施設を管理しなければならないとされており、この規則において、空港の設置者に対し、グランドハンドリング事業者に事故等を防止するための措置や国土交通大臣が必要と認める場合に行う調査に協力させるよう措置を講じさせることに加え、グランドハンドリング業務における事故等の防止に関し、関係者間との必要な協議会を組織することを求めている。

これらに基づき、空港の設置者に対し、通達等により、空港の設置者が設定するグランドハンドリング事業者に対する構内営業承認等の条件に、事業情報の登録、監督機関による直接調査や是正への協力、事故等の防止のために組織する協議会への参画等を具備させ、その実施を担保したうえでグランドハンドリング事業の安全監督を実施するものとする。

（1）グランドハンドリング事業者情報の把握

監督機関は、空港の設置者を通じて、グランドハンドリング事業者に対して、当該事業者の事業情報を航空局が保有する航空安全監視システム（以下、「ASICSS」という。）により常に最新の情報を登録するよう求め、各空港に所在するグランドハンドリング事業者情報を把握し、監督機関内で共有する。

(2) 随時監査等

監督機関は、グランドハンドリング業務に起因して発生した法第 76 条第 1 項各号に規定する航空事故、法第 76 条の 2 に規定する重大インシデント、作業員や旅客の負傷事故及び航空機の損傷事故並びに滑走路無許可進入事案のうち、事故等の重大性を考慮して、必要と認めるものについて、当該事故等の発生状況、その発生原因及び当該事故等に対する是正状況等を確認するためにグランドハンドリング事業者に立ち入り、随時監査を実施する。

随時監査にあたっては、事前に当該事案が発生した空港の設置者に対し、その計画を通知し、随時監査の協力を求めることとし、監督機関は、随時監査に必要な情報を収集することとする。

なお、随時監査の対象には該当しないものの、不具合事象等の原因や是正状況を確認するために監督機関が必要と認める場合は、グランドハンドリング事業者に対し、直接ヒアリングや関係資料等の提出を要請することができる。

(3) 安全推進に関する活動

規則第 92 条第 18 号において、空港の設置者に、グランドハンドリング事業の事故等防止に関する協議会を関係者間で実施することを求めており、この協議会を効果的に実施させるため、本省空港安全室は、定期的に事故等の事例を元にリスク管理や事例研究に資する安全情報（グランドハンドリング業務の安全に係る情報。以下同じ。）等を提供し、空港の設置者が主導する協議会において、安全情報等を基に、空港で実施されるグランドハンドリング事業のリスク管理として、既存の未然防止策の評価や追加措置の検討・実施を促進させ、空港全体で事故等の予防的取組を推進するよう活動するとともに、グランドハンドリング業界団体等とグランドハンドリング事業の安全推進について定期的な意見交換に努めなければならない。

また、監督機関は、各空港のグランドハンドリング事業者及び空港の設置者と連携してグランドハンドリング事業の安全文化の醸成を促進し、空港内の安全確保のために必要な取組を行う。

6. 随時監査の具体的手法

(1) 随時監査の実施者

随時監査は、監督機関に所属し、必要な訓練を受け、航空安全推進室長が随時監査に必要な能力を有すると判断し、随時監査を実施できることを証明した監査員が実施する。

(2) 随時監査の視点

随時監査は、その発生した事故等に関係する施設、要員、規定等の体制全般について行うものとし、その主たる視点は以下のとおりとする。随時監査の項目の詳細は、安全管理、業務手順等のマニュアル、資格管理等を考慮して別途定める。

- ・ 組織とその機能の適切性（事業者の安全管理に関する体制）
- ・ 要員の配置とその資質の適切性（要員配置と資格管理）
- ・ 器材等の適切性（業務資器材の管理及び安全措置の実施状況）
- ・ 関連する社内規定、マニュアルの適切性（規程類の最新化、周知状況等）
- ・ グランドハンドリング業務の種別ごとの業務実施の適切性（機種及び資器材の差異の明確化）

(3) 関係者との連携

- a) 随時監査は、グランドハンドリング事業における事故等を低減させ、空港の安全性を維持・向上させるために行うことから、空港の設置者の協力を得るものとし、空港の設置者との連携が重要という認識を持ったうえで実施するものとする。
- b) 随時監査の対象事案に応じ、必要と認められる場合は、適宜、航空運送事業の監督機関等と情報共有のうえ、必要な情報交換を行ったうえで実施するものとする。

(4) 事前準備

監督機関は、随時監査の対象となる事故等を踏まえ、その実施にあたっては当該事業者や空港の設置者に事前に通知し、関係資料の収集等、必要な準備を整えたうえで、行うものとする。

(5) 随時監査結果の取扱い

監督機関は、随時監査の結果を整理したうえで、グランドハンドリング事業者及び当該空港の設置者あて通知するものとする。

7. 安全情報の収集及び分析

監督機関は、顕在するものだけでなく潜在するものも含め、グランドハンドリング業務の安全に係る情報を収集・分析し、関係者と共有することにより、同種事例の再発を防止するとともに、予防的対策の実施に役立てるものとする。

(1) 安全情報の収集

監督機関は、随時監査や安全推進に関する取組に加え、以下の手法により、安全情報を収集する。

- ① 空港の設置者が行う義務報告
空港の設置者が行う空港の安全情報の報告制度により報告のあった情報のうち、グランドハンドリング業務に関連する情報
- ② 航空安全当局が確立する自発報告制度運営主体からの情報
- ③ 空港関係者から自発的かつ直接的に報告された情報
- ④ 航空局内の他部署から共有のあった情報

(2) 安全情報の分析及び関係者との共有

監督機関は、収集した安全情報について分析し、その結果及び注意喚起等の必要な予防措置等を補完し、ASICSSを通じて関係者と共有する。

(3) 安全推進に関する活動への活用

監督機関は、収集した安全情報を活用して、グランドハンドリング業務において発生する事象の傾向等を分析・把握し、安全上のリスクが大きいと考えられる事象について、同種事例を未然に防止するために必要な措置を講じるなど、リスクに応じ安全推進に取り組むものとする。

8. 是正要請

(1) 是正要請の手順

監督機関は、随時監査結果及び安全情報の収集・分析を踏まえ、是正すべき事項が認められた場合は、グランドハンドリング事業者に対し、その是正を要請するとともに、当該事業者が所在する空港の設置者に共有するものとする。

監督機関は、空港の設置者と連携し、グランドハンドリング事業者が行う是正措置について、その妥当性を確認したうえで、実施状況を継続的に監視するなどし、その履行に不備がないようフォローアップを行うものとする。

(2) 是正要請に応じない場合の措置

監督機関は、相当の期間を定めてグランドハンドリング事業者には是正を要請するもなお、正当な理由がなく、その是正要請に応じず、事業を継続することにより空港の機能に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、空港の機能確保基準に従っていないものとして、空港の設置者に対し、当該基準を維持するために必要な措置を執るよう求めることができる。

9. 関係機関との連携

- (1) 監督機関は、グランドハンドリング事業者の安全監督にあたって、空港の設置者と綿密な連携が必須であることから、必要な都度、相互に意見を交換できる機会を設けるなど、制限区域におけるグランドハンドリング業務の事故等の未然防止に努めるよう意思疎通を図るものとする。

(2) 監督機関は、グランドハンドリング事業における事故等の発生件数が減少傾向を示さない空港に対し、当該空港における安全情報や事故等の発生状況の傾向等について、「空港等の安全監督実施方針」に基づき、当該空港の設置者に対しヒアリングなどしたうえで、低減に向けた具体的取組等を促進するとともに、当該空港の設置者による主体的な指導及び調査を実施させるなど、当該空港の全事業者の事故等防止のための取組やその強化を要請するものとする。

(3) 監督機関は、グランドハンドリング業界団体等とグランドハンドリング事業の安全確保について定期的な意見交換を実施するものとする。

10. その他

航空安全当局が確立する自発報告制度による自発報告等に係る情報については、当該情報の収集、共有、リスク管理といったグランドハンドリング事業者の社内体制及びその運用状況を確認するものの、個人の情報が特定できないよう常に配慮しなければならない。

(附則)

本基本方針は令和7年12月19日から適用する。

(附則)

本基本方針は、令和8年4月1日から適用する。